- 1 改修内容
- (1)元号変更に伴う変更
 - 元号の変更に伴い、以下の変更を実施します。
 - ①「登記識別情報提供様式作成」画面及び「詳細検索」画面において, 元号を選択するプルダウンに「令和」 を表示します。
 - ②不動産登記申請書及び商業登記申請書において,申請年月日等の日付の入力が必要な欄の初期値及 び記載例等の元号に「令和」を表示します。
 - ③成年後見手続の申請書様式について,新元号に対応する変更を行います。
 - ④供託手続の申請書様式について、新元号に対応する変更を行います。
- (2)(商業·法人手続)登録免許税納付用紙の変更

商業・法人手続の登録免許税納付用紙について、レイアウトを変更します。

2 バージョンアップの方法

平成31年4月26日(金)午後10時以降, PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動す ると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップ をします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表 示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。

🕌 処理状況表示 - 申請用総合ソフト - バージョン3.5B		インストールの確認
ファイル(F) 表示(V) ツール(T) アクション(A) へ : □ 申請書作成 回 編集 □ 再利用 @ 補正 回 取下 [「不動度] 臺議 信託事項 商業・法人 動度 債権 供 情報 処理状況 約付状況 件名	レプ(H) 申請用総合ソフトのヘルプ(H) F1 重要なお知らせ(N) お問い合わせ先(C) ガイド(G)	アプリケーションの更新 新しいバージョンの申請用総合ソフトが利用可能です。 更新後はアプリケーションの再起動を行います。今ずぐダウンロード しますか?
	更新の確認(R) 操作中一覧(S)	
	メキャー・ション情報(A)	

- ※1 バージョン3.4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。
- ※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、 申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお,申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも,これまでに作成・送信した申請データや,各 種公文書,登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため,申請 用総合ソフトを再インストールした場合には,これらのデータをそのまま利用することができます。

- ※3 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイア ログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。
- 3 注意事項
- (1) 御利用のPCIこ.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は, .NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストール されているもの)がインストールされていないため, 「<u>.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて(2)</u> <u>インストール方法</u>」の手順を実施し, .NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後, 申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので, バージョン アップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際,御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては,申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合,申請用総合ソフトの インストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わ せてください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお, ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては, 御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に 御確認ください。

(3) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際,御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象はWindowsから提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。

(4) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合,エラーの原因となる可能性がありますので,申請用総合 ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また,共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合,申請用総合 ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存,ファイルの添付など)を行った際に,エラーとなる可能性があり ます(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの 申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場 合がありますので、御留意願います。